

# 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 知的財産ポリシー

平成29年4月1日制定

## 1. 目的

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、「法人」という。）は、その定款において、中小企業の振興等を図り、もって大阪経済及び産業の発展並びに住民生活の向上に寄与することを目的の一つとして掲げている。これを実現するためには、法人における知的財産の創出とその活用を効果的に図ることが重要である。このため、本ポリシーにおいて、法人における知的財産の取扱いについての方針を定める。

## 2. 定義

### （1）知的財産

このポリシーにおいて「知的財産」とは、職員が職務上の活動により創造したものをいい、例えば、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

### （2）知的財産権

このポリシーにおいて「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

## 3. 知的財産の取扱い

### （1）知的財産の創造

職務上の活動により創出された成果が知的財産になり得ることを認識する。

### （2）知的財産の保護

創造された知的財産については、法人の使命である「大阪経済及び産業の発展」に対する効果が最大となるよう、法人は、権利化、秘匿化、公知化等の手法を駆使し、最適な形態での保護に努める。

### （3）知的財産の活用

法人は、所有する知的財産について、透明性・公平性を確保しつつ、企業等に対して技術移転・普及するなどにより、適切に還元する。

## 4. 知的財産の取扱い体制

法人は、知的財産権の取得及び継続の可否、使用許諾、技術移転等に関する審査等を行うなど、知的財産を適切に取り扱うために必要な体制を構築する。

## 5. 教育

法人は、知的財産及び知的財産権に関する知識の習得を目的とした職員の教育に取り組む。